

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
1	企画部 (交通政策課)	自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の実施主体要件の緩和	<p>自家用有償旅客輸送の実施主体について、現行規制においては、認可地縁団体、農業協同組合、商工会議所及びNPO法人等に限定されている。</p> <p>宿泊施設等を経営する法人が、当該施設の利用者を対象として実施する送迎サービスに用いるバス車両等(以下「送迎バス」という。)を活用して、交通空白地域において地域住民を有償輸送する行為を、道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の対象とされたい。</p>	<p>宿泊施設等の送迎バスに地域住民が金銭を支払って乗車したり、送迎バスに地域住民を乗車するために市町村等が負担金・補助金等を交付すれば、当該輸送行為は、道路運送法上の有償旅客運送に該当することから、現行規制の下では、無償で乗車する場合に限って地域住民による送迎バスの利用が認められている。</p> <p>この規制を緩和して、地域における既存の交通資源であるところの送迎バスを活用した自家用有償旅客輸送を可能とすることで、交通空白地域における効率的な移動手段の確保を実現する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 長野県は中山間地域などが多く、これら中山間地域は、いわゆる交通空白地域となっていることから、地域住民の日常生活に必要な交通の確保が強く求められている。 一方で、多くの山岳観光地や温泉などを有する長野県においては、中山間地域に多数の宿泊施設等が存在し、当該施設の利用者を対象とした送迎サービスが実施されていることから、これら送迎バスによる自家用有償旅客輸送を可能とすれば、交通空白地域における貴重な交通手段が確保される。</p> <p><b>【代替措置】</b> 運営協議会において協議が整ったものを対象とすることはもとより、運転手要件、運行管理体制、旅客等の生命・身体又は財産の損害を賠償するために講じておく措置など総ての点において、自家用有償旅客輸送に関する規定を適用することにより、現行の実施主体と同等の安全確保が図られることから、何ら安全面等での懸念は生じない。</p>	道路運送法第78条 道路運送法施行規則第48条～第52条	国土交通省
2	健康福祉部 (薬事管理課)	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和	<p>許可する医療機器製造販売業の種別を第3種に限定した上で、医療機器製造販売業の許可要件である品質保証責任者の要件を、厚生労働省令に定める従事経験がなくても、県が定めた基準を満たした者を品質保証責任者として認定する。</p> <p>* 第3種:最もリスクの低い「クラスI」の医療機器のみを製造販売することができる許可</p> <p>* 審査基準は、品質管理の経験年数・保有資格・学歴に加え企業としての管理体制(実査)等を審査項目とする</p>	<p>成長が期待できる医療機器製造分野には、製造業を中心に参入希望企業も多い。しかし、医療機器製造販売業の許可要件である品質保証責任者は、厚生労働省令で医療機器等の分野での品質管理業務に3年以上の従事することが条件となっており、参入希望社内では責任者の条件を満たす職員がおらず、また、外部からの招聘も難しいことから、品質保証責任者の確保が難しく、このことが、医療機器分野への新規参入に際して大きな障壁となっている。参入希望企業の多くは、医療機器製以外の分野で製造できんとした品質管理を行っており、そのような企業であれば、品質管理上問題が生じることはないと思慮される。安全性を考慮し許可する製造販売業の種別を第3種に限定した上で、省令等に定める従事経験を満たさなくても、県が定めた基準に従って個別に審査し、基準を満たした者を品質保証責任者とする特区を長野県で設定する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 新規参入の障壁を取り除くことで、成長分野である医療機器製造分野への参入を促し、産業の活性化を図る。特に、中小企業の新規参入が期待できる。</p> <p><b>【代替措置】</b> 県として事前に基準を設けた上で、品質管理の経験年数・保有資格・学歴に加え企業としての管理体制を実査し、基準をクリアした者を品質保証責任者として認定するので、責任者としての資質はもちろん企業としての品質管理体制を担保できると考えている。 また、許可する種別は最もリスクの低い「クラスI」の医療機器のみを製造販売できる第3種に限定することで、安全性の担保も可能であると考える。</p>	医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令 第4条第3項第2号  薬事法 第12条の2第1号	厚生労働省

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
3	環境部 (自然保護課)	特定外来生物(植物)の運搬規制の適用除外	外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)第4条で、規制されている特定外来生物の運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第18条で定める確認、認定を受けなくても運搬を可能とする。	<p>個人やボランティア等による特定外来生物(植物)の小規模な防除について、外来生物法の確認・認定を受けなくても、ビニール袋詰めによる逸出防止措置を行えば、長野県下における外来生物法における運搬や一時保管等の規制をかからなくなる。</p> <p><b>【提案理由】</b>          特定外来生物に指定された植物の拡大により、生態系や農林漁業への被害、景観の阻害等が発生し、美しい自然環境の観光地における魅力の低下等、経済活動へも大きな影響がある。特定外来生物の駆除は、捕獲が規制されている哺乳類と鳥類を除き、誰でも自由に行うことができるが、特定外来生物を生きたまま運搬することは、例外規定※はあるものの、逸出等の懸念から原則禁止されている。          しかし、植物は運搬時の注意により逸出の懸念は低く、袋に入れて適切な処理ができれば、誰もが駆除できるようにすることで地域住民等による自主的な駆除対策が更に広がると考えられる。          なお、本提案は、H24.12.13の中央環境審議会から意見具申された「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置について」として、短期的に講ずべき必要な措置内容であり、環境省の課題に対しての解決にもつながる。          ※例外規定：国の職員が関係法令に係る業務として行う運搬、地方公共団体の職員が主務大臣から確認を受けた防除実施計画に基づき行う場合、それ以外の者が主務大臣から認定を受けた防除実施計画に基づき行う場合 等</p> <p><b>【代替措置】</b>          運搬時に対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策を行うことを条件とするので、逸出の懸念は低い。</p>	外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律) 第18条	環境省
4	商工労働部 (ものづくり振興課)	海外技術導入についての安全保障貿易管理制度の手続き簡略化と迅速化	安全保障貿易管理制度の重要性を十分に認識しつつも、試作サンプル、試作ユニット等を海外輸出する際には、国際連携による研究開発がスムーズに行われるよう、安全保障貿易管理制度の手続きの簡略化・迅速化措置等を検討する。	<p>付加価値の高い材料開発、水実証プラント試作では、国内のみならず、海外の大学、研究機関等との連携による国際優位な卓越した海外技術の導入が不可欠である。          試作サンプル、試作ユニット等の海外大学、研究機関等へサンプル提供する場合や共同研究する場合など、国際連携による研究開発がスムーズに実施できるよう、安全保障貿易管理制度の手続きの簡略化、迅速化措置を講じる。</p> <p><b>【提案理由】</b>          文部科学省のCOI事業として、海水、かん水、油を含む水から、塩分や油等を除去して、生活用水、工業用水、農業用水として利用するため、造水性、耐熱・耐久性を飛躍的に向上させた物質分離材料の開発、モジュール化、プラント化等の構築を実施する。今後、研究開発が進むことに伴い水分離膜の試作サンプル、試作ユニット等を海外の大学、研究機関等へ提供する機会が出てくる。          先端材料等の軍事転用可能な高度技術な物や技術を輸出する場合には、安全保障貿易管理制度に基づく手続きが必要となるが、制度の趣旨は十分踏まえつつも、海外大学、研究機関等との連携が滞ることなくスムーズに研究開発が進めることができることが必要である。</p> <p><b>【代替措置】</b>          研究開発を進める企業、大学等が制度の趣旨や手続き等の理解を深めた上で、手続き等のノウハウの蓄積、共有化を強化し、制度の趣旨に沿った運用になるよう配慮する。</p>	安全保障貿易管理制度	経済産業省

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
5	商工労働部 (ものづくり振興 課)	研究目的排水の廃棄物処理 法に基づく手続き等の簡略化、 迅速化	様々な排水等を実証試験プラ ントを保有する大学に搬入し、 排水等の処理の実証試験が円 滑に実施できるよう手続き等の 簡略化、迅速化措置を講ずる	<p>大学内の実証プラントにおいて、様々な水質を踏まえた実証試験を実施するため、ある程度の規模の排水等を用いた水処理実証試験が必要となる。この場合、国内工場からの排水(産業廃棄物)の搬入、海外からの一定量の随伴水等の輸入を行う場合など、排水等を円滑に大学内に持ち込み試験研究ができるよう、試験研究における手続きの明確化、輸入手続きの迅速化措置の仕組みを構築する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 文部科学省のCOI事業として、海水、かん水、油を含む水から、塩分や油等を除去して、生活用水、工業用水、農業用水として利用するため、造水性、耐熱・耐久性を飛躍的に向上させた物質分離材料の開発、モジュール化、プラント化等の構築を実施する。今後、大学内の実証プラントにおいて水処理の性能試験を実施する場合、例えば、国内工場から排出される排水(産業廃棄物)をドラム缶等の搬送容器に入れて大学内の実証プラントに搬入することが必要となる。また、各国の水質を踏まえた実証試験を実施する場合、海外からの一定量の随伴水等の輸入が必要になる。こうした排水等を活用した水処理実証試験が円滑に行えるよう、試験研究における手続きの明確化、輸入手続きの迅速化により、研究開発の加速と早期事業化を図る。</p> <p><b>【代替措置】</b> 研究開発を進める企業、大学等が制度の趣旨や手続き等の理解を深めた上で、手続き等のノウハウの蓄積、共有化を強化し、法律の趣旨に沿った運用になるよう配慮する。</p>	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 第15条の4の5	環境省
6	商工労働部 (ものづくり振興 課)	研究目的化学物質の化審法 手続きの簡略化と審査迅速化	研究開発において、様々な化 学物質を企業間や企業・大学間 で流通させる場面が日々生じる ことが想定されるため、化審法 の手続きの簡略化、迅速化の措 置を講ずる。	<p>実証試験の段階では、年間1トンを超えるようなナノ材料や化学物質を扱う場合が想定される。 この場合、化審法の手続きが必要となるが、人の健康を損なうおそれ、環境汚染の防止等の重要な制度との認識は十分踏まえつつ、アイデア、研究開発、試作、実証までのプロセスにおいて、化審法手続きの簡略化、迅速化により、開発スピードが停滞しないよう措置を講じる。</p> <p><b>【提案理由】</b> 文部科学省のCOI事業として、海水、かん水、油を含む水から、塩分や油等を除去して、生活用水、工業用水、農業用水として利用するため、造水性、耐熱・耐久性を飛躍的に向上させた物質分離材料の開発、モジュール化、プラント化等の構築を実施する。実験レベルの少量の化学物質レベルでは問題にならないが、実証試験の段階では、ある程度の規模を超えるようなナノ材料や化学物質の流通が出てくる。 ナノ材料を活用したサンプル膜の試作、ユニットへの組込、プラントへ組込等の一連の流れの中で、企業、大学、研究機関間での材料・装置の流通を円滑に進める措置を講じることにより、研究開発を円滑に進める。</p> <p><b>【代替措置】</b> 研究開発を進める企業、大学等が法律の趣旨や手続き等の理解を深めた上で、手続き等のノウハウの蓄積、共有化を強化し、法律の趣旨に沿った運用になるよう配慮する。</p>	化学物質の審査及 び製造等の規制に 関する法律第4条	厚生労働省 経済産業省 環境省

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
7	商工労働部 (ものづくり振興 課)	火薬類を用いて製造される 製品(火工品)の無許可製造 に係る適用範囲の拡大	少量の火薬類を用いて製造さ れ、安全性が確保された製品に ついては、火工品の無許可製造 に係る適用範囲の拡大を要望 する。	<p>極めて少量の火薬類を用いて製品を製造する場合に限り、無許可で火工品を製造できるよう適用範囲を緩和し、国際競争力の強化ひいては地域経済の活性化を図る。</p> <p>具体的には、動物生態調査用遠隔測定(テレメトリー)発信器を製造する際に、電気導火線のコードを切断するだけでも製造事業の許可を必要とするほか、少量の火薬を用いるだけなのに堅牢な火薬庫や製造設備が必要となるなど、過剰と思われる手続きや技術基準が定められていることから、軽微な火工品の製造においては無許可で製造できるよう製造目的と数量に係る適用範囲の拡大を要望する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 少量の火薬類を使用し、軽微な火工品の製造を行う場合でも厳格な基準を満たすような施設を建造しなければならない。そのため、開発技術力があっても動物生態調査用遠隔測定発信器等の製造を諦めてしまうケースがあり、動物生態を調査する研究者等はほとんどの製品を輸入に頼っている実情がある。</p> <p><b>【代替措置】</b> 対象となる企業は限定されるとともに、火薬類の簡易な製造に限定するため、安全性は確保されると考える。少なくとも、市販されている電気導火線のコードを切断するのみで、火薬類自体を二次加工しないような場合は、安全性に問題はないと考える。</p>	火薬類取締法第4 条 同法施行規則第3 条	経済産業省
8	商工労働部 (人材育成課)	職業能力開発短期大学校か ら大学への編入学	学校教育法第124条に規定さ れる「他の法律に特別の規定が あるもの」の特例として、職業能 力開発短期大学校から大学へ の編入を可能にする。	<p>高度な知識・技術の修得を目指す意欲のある学生の進路選択の幅を広げ、高度な技術者の養成を促進する。</p> <p><b>【提案理由】</b> 大学への編入学については、学校教育法の規定により、短期大学、高等専門学校、一定の要件を満たす専修学校専門課程の卒業者を対象に認められているが、職業能力開発促進法に基づき設置されている職業能力開発短期大学校(本県は長野県工科短期大学校)の専門課程修了者については認められていない。 本県における同様な施設としては、農業大学校及び林業大学校があるが、これらは「他の法律に特別の規定があるもの」とはされておらず、専修学校として大学への編入学が認められているところ。 平成15年度の「構造改革特区の提案(第4次)」における本県等からの提案を受け、平成25年1月18日の中央教育審議会において、職業能力開発短期大学校を単位認定の対象とすべき旨の結論が出され、実施方法について関係省庁で検討中とのことであるが、専修学校の編入学が認められた際の時間的経過を見ると、単位認定の対象となって7年程度かかっている。 当初の特区申請から既に10年が経過していることから、1日も早い編入学の実現が望まれる。</p> <p><b>【代替措置】</b> 職業能力開発短期大学校の職業訓練が、大学における学習と同等以上である制度上の保証がないことが懸念材料とされているが、長野県工科短期大学校では、年間18時間を1単位とする単位制により、2年間で2,800時間超の授業時間を確保。博士9名、修士6名を含む、4科合計23名の教授等による少人数制授業の実施など、充実した内容となっている。</p>	学校教育法第124 条	文部科学省 厚生労働省

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
9	観光部 (観光企画課)	活動分野を限定した通訳案内士制度の創設	<p>現行の通訳案内士制度は、全国を案内する通訳案内士と特定の都道府県内を案内する地域限定通訳案内士の、活動エリアにより区分した2種類があるが、特定地域の自然、文化など専門性の高い分野や体験型のアクティビティーについては、その専門家が直接案内することを可能にする、分野限定の通訳案内士(ピンポイントガイド)制度を創設する。</p>	<p>報酬を得て通訳案内をするためには、観光庁や都道府県が実施する通訳案内士試験に合格し登録しなければならないが、試験では、語学力のほか、地理・歴史や経済・文化などの一般常識が求められている。</p> <p>特定の専門分野(例:バードウォッチングや史跡案内)では、ある程度の専門知識が必要であること、また本県に多い体験型のアクティビティー(例:登山、トレッキング)では、即時性が求められていることから、その分野の専門家でない通訳案内士による案内には限界がある。</p> <p>そこで、専門性の高い分野やアクティビティーについては、その分野に限り通訳案内ができる案内士制度を創設し、外国人旅行者のニーズに的確に対応する。</p> <p>分野限定通訳案内士の登録には、一定以上の語学力(例:英語検定2級、TOEIC 650程度等)のみを条件とし、専門知識の能力については、施設限定又は特定活動限定であることから、その事業者の責任において判断するものとして特に課さない。</p> <p><b>【提案理由】</b>  「成長戦略」では、訪日外国人を2030年で3000万人超にすることを目標としているが、今年4月時点での全国の通訳案内士の登録者は16,779名、そのうち本県では90名と明らかに不足している。そこで、専門性の高い分野や体験型のアクティビティーに限って通訳案内できる案内士制度を創設し、訪日外国人の多様なニーズに対応するとともに、サービスの満足度を高め、訪日外国人数の拡大に資する。</p> <p>特に長野県では、外国人登山者が増加しており、安全登山のためには山岳ガイドの通訳案内業務が求められている。</p> <p><b>【代替措置】</b>  語学力試験は、英検等他の試験の合格証の確認をもって替える。</p>	通訳案内士法第2条、第3条、第6条、第18条 外客旅行容易化法第11条、第12条、第15条、第22条	観光庁
10	林務部 (野生鳥獣対策室)	狩猟の要件緩和	<p>狩猟鳥獣のうち都道府県知事が定めた鳥獣について、わな等を用いた狩猟について、狩猟期間を通年とする。また、網及びわなの免許を受けることが出来る年齢を18歳以上とする。</p>	<p>野生鳥獣の狩猟による捕獲を促進するため、狩猟期間を現行の11月15日から2月15日までとする規制を、都道府県が鳥獣保護法第4条に基づく「鳥獣保護事業計画」において特に定めた狩猟鳥獣に限り、わな及び銃(わな猟の止めさしに使用する場合に限る)に限つて廃止し通年とする。</p> <p>また、網及びわなに係る狩猟免許の受験資格を現行の20歳以上とする規制を18歳以上に引き下げ、若者の地域における捕獲活動への参加促進を図る。</p> <p><b>【提案理由】</b>  個体数が増加している野生鳥獣による農林業被害や、高山帯における希少植物の食害等が近年顕在化し、個体数管理のための捕獲推進が必要となっている一方、減少と高齢化が進んでいる捕獲を担う狩猟者を確保することが喫緊の課題となっている。また、捕獲した個体のほとんどを埋設処分しており、捕獲個体を有効利用することが課題となっている。</p> <p>今回提案する規制緩和により、野生鳥獣の捕獲が促進され、農林業被害や高山帯での食害等の軽減が図られる。また、捕獲した鳥獣の食肉としての販路の確保や処理施設の整備等を併せて行って活用することにより、山村地域における新たな産業の創出が図られ、若者の雇用機会の確保による人口流出の抑制に資することができる。</p> <p><b>【代替措置】</b>  わなの通年設置には事故防止が必要であるが、設置が義務付けられている標識を見易い位置にするなどの工夫により対応出来る。</p>	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第5項、第11条第2項、第14条第2項、第40条及び同法施行規則第9条	環境省

## 構造改革特区 提案一覧表

番号	提案部局 (課)名	要望事項名	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁
11	建設部 (河川課)	県管理ダムにおいて新規に小水力発電を行う場合の要件の緩和	<p>発電目的を有しないダムで新たに発電を行う場合に、特定多目的ダム法に準じた費用割振(コスト・アロケーション)による負担を求めず、発電量に応じた自由な費用負担とすることを可能とする。</p> <p>また、ダム全体計画の変更に関する事務手続きについて、届出とするなど簡素化を可能とする。</p>	<p>県管理ダムが包蔵する未利用の水力エネルギーについて、民間事業者の新規参入を容易にすることにより、民間ノウハウの活用と自然エネルギーの普及拡大を図る。</p> <p><b>【提案理由】</b> 長野県は現在16ダムを管理しており、このうち11ダムは発電を行っていない。ダムには未利用の河川水が常時流下しており、水力発電は水を消費しないため、この活用が可能である。また、ダムは水を貯めていることから大きな落差があり、既設の放流管など発電環境が整っていることから、その活用が期待されている。 しかし、完成後のダムに新規参入する場合、ダム建設費に関する多額の費用負担やダム維持管理に関する費用負担が必要となる。このため、小水力発電の規模では、電気事業としての経営が成り立たないおそれがあり、新規の参入が困難である。 そこで、本特例措置により民間事業者の新規参入を促し、ダムの有効活用、税収の増、未利用の自然エネルギーの普及拡大を図る。</p> <p><b>【代替措置】</b> 県営多目的ダム(兼用工作物)において、建設費及び維持管理費を各目的の事業者がどのような割合で負担するかは、河川法第66条により各事業者で協議して定めることとされている。これまでは、国直轄ダムに適用される特定多目的ダム法に準じた方法で費用割振を行っている。この方法によらないと、新たに目的を追加する場合、既事業者と不公平が生ずる。しかし、本県の豊富な水資源を有効に活用するため、県営ダムにおいては、各事業者が合意の上、特定多目的ダム法によらず、新たな事業者の負担額を自由に決定できるようにする。なお、適化法による国庫納付は、新たに得られる額のうち国庫補助金相当額とする。</p>	[費用負担] 河川法 第66条  [ダム全体計画] 河川法 第79条	国土交通省 経済産業省 厚生労働省
12	建設部 (都市計画課)	都市公園施設の設置要件の拡充	現行法で規定されている都市公園施設について、都市公園の効用を全うするための一定の要件を満たしている場合には、現行法の規定外の施設について設置可能とする。	<p>都市公園内に、こどもの保育や老人福祉に係る機能に特化した施設(児童館、保育所、介護老人福祉施設等)を設置できるように、施設の設置要件の拡充を行う。</p> <p><b>【提案理由】</b> 現行の都市公園法においては、都市公園内に設置できる施設として、公園管理者及びそれ以外の者が設置できる施設、並びに占用できる施設が規定されているが、前述のようなこどもの保育や老人福祉に係る機能に特化した施設については直接的な規定がない。 これから益々深刻となる少子・高齢化社会における都市の再構築を図る中で、都市公園の公共スペース、防災、運動・レクリエーション及び教養等に係る機能を有効活用することで、土地の高度利用による機能集約、防災上の弱者対策(避難所としての機能兼務)、子育て支援及び世代間交流等を促進し、都市公園の利用増進につなげるものである。 提案施設の利用者は、主な公園利用者にもなり、都市公園の機能を著しく阻害するものではなく、当該施設管理者が民間事業者である場合、土地の確保等の面で利点があり、また公園管理者にとっても、公園の維持管理を協働で行う等により、維持管理の軽減が図られる。</p> <p><b>【代替措置】</b> 公園利用の平等性の観点から、当該施設の利用対象者が限定的となる、あるいは当該施設の利用者による当該公園の利用が独占的となる可能性があるが、公園の所管自治体が、子どもの健全育成や高齢者介護に係る施策を重点的に取り組んでいる場合等を前提とし、一定の規模以上の公園を対象として、利用の住み分けを図り、一般者の公園利用も可能となるようにする。</p>	都市公園法 第2条第2項 第5条 第6条第1項 第7条各号  都市公園法施行令 第5条 第12条  都市公園法施行規則 第1条 第1条の2 第5条の2 第5条の3 第6条 第7条	国土交通省